

「派遣型高度人材育成協同プラン」評価要項

平成19年 3月27日
産学連携高度人材育成推進委員会

産学官連携支援事業委託費により実施される「派遣型高度人材育成協同プラン」事業（以下、「委託事業」という。）において、文部科学省が各大学に委託した教育プロジェクト（以下、「教育プロジェクト」という。）の中間・最終評価は、この評価要項により行うものとする。

1. 評価の目的

委託事業の目的が十分達成されるよう、専門家や有識者による産学連携高度人材育成推進委員会（以下、「委員会」という。）により教育プロジェクトの進捗状況等を確認するとともに、適切な助言を行い、委託事業の効率的で効果的な推進に資することを目的とする。

「派遣型高度人材育成協同プラン」では、これまでの主として就業体験や職業意識の形成を目的としたインターンシップとは峻別し、産学が人材の育成・活用に関して建設的に協力しあう体制を構築することにより、社会の抱える諸問題や産業界の取組を理解し、知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材を育成する、これまでにない新たなコンセプトのインターンシップの開発を目的とする。

2. 評価の時期

教育プロジェクトは、2事業年度経過後に中間評価、委託期間終了後に最終評価及び必要に応じてフォローアップを実施する。

3. 評価の実施

教育プロジェクトの進捗状況等の評価を行うにあたり、当該評価の公正さ、信頼性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価項目及び評価方法を次のとおりとする。

なお、最終評価においては、中間評価結果の対応状況も評価対象とする。

(1) 評価項目

① 運営状況

I. 学長及び学科長等を中心としたマネジメント体制は、教育プロジェクト遂行上効果的なものとなっているか。

- i) 当初計画の体制
- ii) 当初計画の具体的な効果又は問題点

- iii) 問題点の原因
 - iv) 改善策
 - v) 改善後の具体的効果
- II 産学双方の責任体制（実施体制、守秘義務、知的財産、安全管理、賠償責任等）は不備なく協議されているか。
- i) 協議項目
 - ii) 協議過程における問題点
 - iii) 問題点の原因
 - iv) 改善策
 - v) 改善後の具体的効果
 - vi) 未協議項目及び未協議となっている理由
- III 正規の教育課程又はその一部として適切に位置づけられているか。
- i) 当初計画の単位数及びその算定根拠
 - ii) 当初計画の問題点及びその原因
 - iii) 改善策
 - iv) 改善後の具体的効果
- IV インターンシップの実施時期、期間、内容等は適切か。
- i) 当初計画の実施時期、期間、内容、学生のフォロー
 - ii) 当初計画の具体的効果又は問題点
 - iii) 問題点の原因
 - iv) 改善策
 - v) 改善後の具体的効果
- V 事前・事後教育は適切に行われているか。
- i) 当初計画の時期、期間及び内容
 - ii) 当初計画の具体的効果又は問題点
 - iii) 問題点の原因
 - iv) 改善策
 - v) 改善後の具体的効果
- VI 組織として整備された評価体制は機能しているか。
- i) 当初計画の評価体制及び具体的効果
 - ii) 当初計画の問題点及びその原因
 - iii) 改善策
 - iv) 改善後の具体的効果
- VII 学内外へ向けて積極的な情報発信は適切に行われているか。
- i) 当初計画の情報発信手段
 - ii) 具体的効果又は問題点
 - ii) 問題点の原因
 - iii) 改善策
 - iv) 改善後の具体的効果

VIII その他、運営上発生した学生、連携先等からの意見や問題に適切に対応し、改善しているか。

- i) 発生した問題等及びその原因
- ii) 改善策
- iii) 改善後の具体的効果

②有効性

I 教育プロジェクトには、委託事業が目指す人材を育成するための教育効果が認められるか。

- i) 具体的効果又は問題点
- ii) 問題点の原因
- iii) 改善策
- iv) 改善後の具体的効果

II 産学連携による高度人材育成の質的向上の効果は認められるか。

- i) 具体的効果又は問題点
- ii) 問題点の原因
- iii) 改善策
- iv) 改善後の具体的効果

III 産学双方における相乗効果は認められるか。

- i) 具体的効果及び問題点
- ii) 問題点の原因
- iii) 改善策
- iv) 改善後の具体的効果

IV 波及効果（学内、他大学、地域等）は認められるか。

- i) 具体的効果又は問題点
- ii) 問題点の原因
- iii) 改善策
- iv) 改善後の具体的効果

③その他

I 今後の実施計画（委託期間終了後も含む）は明確で、現実的か。

II 委託費は効率的、効果的に使用されているか。

(2) 評価方法

教育プロジェクトの評価は、委員会において書面評価及びヒアリング・合議評価により実施する。（5. 評価手順を参照）

委員会は、評価の重複を避けるよう既に行われた評価結果を活用し、中立・公平かつ効率的・効果的な評価を行う。

① 書面評価

委員は、各大学の教育プロジェクトについて次の評価資料により個別評価を行う。

(中間評価)

- ・「派遣型高度人材育成協同プラン」中間評価用調書
 - a)進捗状況報告書
 - b)実施計画調書

(最終評価)

- ・「派遣型高度人材育成協同プラン」実績報告書（最終評価用）

② ヒアリング・合議評価

委員会において、委員は上記の評価資料を基礎とした各大学からの教育プロジェクトの説明に対し、個々の書面評価に基づきヒアリングを行い、その後合議評価をし、教育プロジェクトの運営に関する助言等をまとめる。

なお、ヒアリング・合議評価を行った上で、必要に応じ、a)再ヒアリング、b)現地調査を実施する。

③ 評価の決定

委員会は、ヒアリング・合議評価の結果を踏まえ、教育プロジェクトの評価結果を決定する。

なお、委員会において当初目的の達成は困難であると判断された教育プロジェクトについては、当該事業責任者からの反論等の機会を設けた後、次年度以降の計画の大幅な変更又は中止の必要性等について評価を行う。

4. その他

(1) 評価の反映

委員会は、教育プロジェクトの評価結果を文部科学省に報告し、文部科学省が行う委託事業の効率的で効果的な推進に資する。また、教育プロジェクトの推進に向けて適切な助言を行うために、各大学に対しこの評価結果を通知（開示）する。

(2) 評価の公開等

- ① 評価に係る審議は非公開とし、その経過は他に漏らさない。
- ② 評価終了後、教育プロジェクトの中間・最終評価結果及び進捗状況等をホームページへの掲載等により公開する。

(3) 利害関係者の排除

教育プロジェクトと関わりのある次の者（利害関係者）は、対象教育プロジェクトの評価を行わない。

- ① 対象教育プロジェクトを実施する大学の運営に関与している者（例：学長、副学長、研究科長）
- ② 対象教育プロジェクトの事業責任(担当)者となっている者

- ③ 対象教育プロジェクトを実施する大学の組織（例：大学院研究科専攻等）の構成員となっている者
- ④ 対象教育プロジェクトと連携をしている企業や関係する企業等に関わりのある者
- ⑤ その他中立・公平に評価を行うことが困難と判断される者

（４）フォローアップ

委員会は、中間評価結果を受けての対応状況について、必要に応じ、その状況を確認することができる。

（５）その他

この要項に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

5. 評価手順

